



渋川市赤ちゃんの駅 設置事業補助金のご案内

「赤ちゃんの駅」とは、おむつ替えや授乳など誰でも気軽にできる施設（スペース）の愛称です。子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため「赤ちゃんの駅」設置費用の一部を補助します。

補助対象事業

市内の事業所や店舗等に、下記①②のどちらか、または両方を新たに整備する民間事業者に、必要な経費の一部を補助します。

- ① おむつの交換をするための設備
- ② 授乳をするための設備

※ 既に設置してある場合でも、設備を増設する場合は補助の対象となります。
※ 当該年度の未までに補助対象事業を完了させてください。

補助対象者

赤ちゃんの駅として登録を予定しており、次に掲げる条件をすべて満たす事業者等が対象です。

- ① 民間事業者（認可保育所を運営する事業者を除く。）であること。
- ② 渋川市暴力団排除条例 第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- ③ 市税を滞納していないこと。

補助対象となる設備・経費・補助金額

次に掲げる備品の購入費と、据え付け工事費が対象です。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① おむつ交換台 | ⑤ 調乳用給湯機器 |
| ② ベビーベッド | ⑥ カーテン |
| ③ トイレ用ベビーチェア | ⑦ パーテーション |
| ④ 授乳用の椅子 | |

補助金額は、**最大10万円**です。

※ 千円未満の端数が生じたときは、端数切り捨てとなります。



申請方法

補助事業を実施（設備の工事発注・物品購入）する**14日前(必着)まで**に、申請書類をへ提出してください。
申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
※ 原則、提出書類の先着順に申請を受付します。



市HP

問合せ先

渋川市役所 こども政策課 政策推進係

〒377-8501 渋川市石原80番地（本庁舎） TEL 0279-22-1880（こども政策課直通）

E-mail syoushikataisaku@city.shibukawa.gunma.jp

渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付手続の流れ

子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため「赤ちゃんの駅」設置費用の一部を補助します

Step
1

事業計画

工事等実施予定業者に見積りを依頼します（物品購入の場合はホームページや店舗などで価格を確認し、商品と価格がわかる部分を印刷して準備します）
※ 事前に必ず、市に連絡の上、申請の可否を確認してください
※ 原則、提出書類の先着順に申請を受付します

Step
2

交付申請

事業を実施する14日前までに申請に必要な書類を市へ提出してください

【必要となる書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 購入予定の備品費及び据え付け工事費の見積書
- (5) 購入予定の備品等が記載されているカタログ等の写し
- (6) 着手前の写真

審査

市で、補助金交付要綱に基づき申請書類の審査をします

※ 審査等により、交付決定しない場合や交付額が減額となる場合があります

交付決定

申請者に、市から交付決定通知を送付します

■ 交付決定前の経費は補助金の対象になりません

Step
3

事業着手

市から届く「交付決定通知書」の発行日以降に工事を発注（物品を購入）します

Step
4

実績報告

事業完了後、1か月以内の実績報告に必要な書類を市へ提出してください

【必要となる書類】

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) 完了後の写真

■ 補助事業に関する書類は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください

補助金額の決定

審査等（市による現地確認を含む）により、交付すべき補助金の額を決定します
申請者に、確定通知書（様式第9号）を送付します

Step
5

請求

確定通知を受け取った方は、請求書（様式第10号）に確定通知書の写しを添えて、市へ提出してください

指定された口座に、補助金を振り込みます